

ガイドラインに基づく研究機関の体制整備状況の確認手法(案)

書面による確認

研究機関は、ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況について、年に1回程度、書面による報告を文部科学省に提出する。 <ガイドライン>

「必須事項」(最初の報告の段階において実施していることが必須である最低限の事項)について通知 <5月31日付 通知>

文部科学省 研究機関

「**報告書の様式**」について通知 <夏頃予定>

研究機関 文部科学省

報告書提出 <締切11月中旬(予定)>

確認・分析・評価(12月~2月)

文部科学省は、「全機関に実施を要請する事項」の内容との整合性について確認を行う(必要に応じて配分機関と協議) <ガイドライン>

現地調査

文部科学省は、報告書に基づく確認以外に、資金配分額の多い機関を中心にサンプリング等により対象を選定して現地調査を行い、体制整備等の実態把握を行う。 <ガイドライン>

現地調査の手法の検討

- ・対象機関の選定(年間100機関程度)
- ・事前通知の有無

現地調査

提出された報告書を基に実態を確認
調査結果の分析・評価

参考とすべき取組の抽出及び普及

問題がある場合

問題点を当該機関に対して指摘(3月頃)
機関名を伏せてその内容をウェブサイトに公表

文部科学省は、機関の体制整備状況について問題を認める場合には、当該機関に対して問題点を指摘するとともに、問題点の事例を機関名を伏せて各機関に通知し、注意を促す <ガイドライン>

改善計画

問題を指摘された機関は、指摘された問題点について文部科学省等と協議の上、改善計画を作成し、同計画を実施する。 <ガイドライン>

是正措置

有識者による検討の結果を踏まえて、是正措置を講じる。なお、機関からの弁明の機会を設ける。
管理条件の付与
機関名の公表
一部経費の制限
配分の停止 <ガイドライン>

問題が解消されない場合